

市民税・県民税・所得税などの申告のご案内

申告の期間は、2月16日から3月15日までです。密を避けるため、**市民税・県民税の申告は郵送、所得税などの確定申告はe-Taxでの申告**をお願いします。

また、申告会場でも受け付けます。期限間近になると、会場は大変混雑しますのでお早めをお願いします。市民税・県民税の申告については市役所市民税課へ、所得税などの確定申告については越谷税務署へお問い合わせください。

☎市民税課 ☎206

申告に必要なもの (市民税・県民税の申告・所得税などの確定申告共通)

必ず必要なもの

▼マイナンバーカードや通知カードなどの原本または写し▼運転免許証や健康保険被保険者証など▼給与所得などのあった方は源泉徴収票▼事業所得(営業等・農業)・不動産所得のあった方は収入金額や経費などを記載した収支内訳書など▼筆記用具・電卓

申告内容により、必要なもの

控除資料 ▼社会保険料(健康保険料など)・生命保険料・地震保険料などの支払証明書▼障害者手帳・療育手帳または障害者控除対象者認定書▼ふるさと納税の領収書や受領証▼医療費控除の明細書・セルフメディケーション税制の明細書※セルフメディケーション税制を受ける方は、証明書類(特定健康診査・予防接種など)

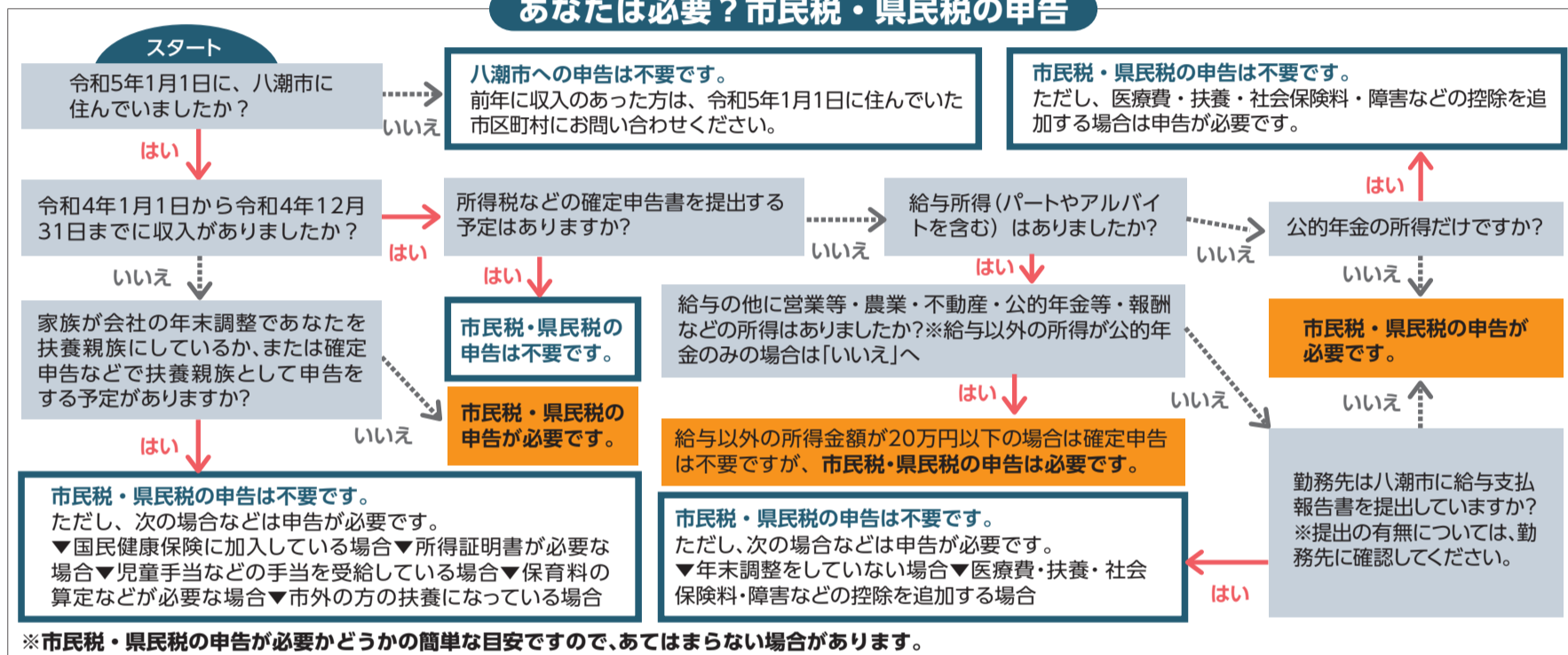
還付金の振込先口座を確認する書類

振込先口座番号(本人名義)のわかるもの(通帳など)

市民税・県民税の申告

申告が必要か否かについては、次のフローチャートをご確認ください。

あなたは必要? 市民税・県民税の申告



提出方法

いずれかの方法で提出してください。

▼申請書を市民税課へ郵送

▼市民税・県民税申告会場で提出(申告会場は右表のとおり)

※申告会場では、混雑緩和のため、申告会場以外の場所での待機にご協力ください。なお、午前中に受け付けた場合でも、混雑状況により案内が午後になる場合があります。

※各申告会場へのお問い合わせはご遠慮ください。

市民税・県民税申告会場で受け付け可能な確定申告

☎給与所得・公的年金等の源泉徴収票があり、次のいずれかの要件に該当する方(修正申告・更正の請求などを除く)

- ▼医療費控除を受ける方の還付申告
 - ▼令和4年の途中で退職などにより、年末調整を受けなかった方の申告
 - ▼給与所得者で2カ所以上から給与を受けている方の申告
 - ▼公的年金などを2カ所以上から受けている方の申告
 - ▼給与所得と公的年金等の所得など2種類以上の収入があった方の申告
 - ▼扶養・障害者控除などを追加する方の還付申告
 - ▼一時所得があった方の申告
 - ▼白色申告で、事業所得(営業等・農業)、不動産所得などがあり、収支内訳書の記入・計算ができていない方の申告
- ※市民税・県民税申告会場で受け付けできる確定申告でも、内容によっては税務署主催の申告会場を案内する場合があります。

●出張会場

受付日	受付対象地域	申告会場	受付時間・注意事項
2月	16日(木)	八条および会場近隣の方	りらーと八条 午前9時30分～11時
	17日(金)	南後谷および会場近隣の方	資料館 午後1時30分～3時30分
	20日(月)	古新田および会場近隣の方	古新田公民館
	21日(火)	大曾根および会場近隣の方	大曾根中公民館
	22日(水)	南川崎および会場近隣の方	ゆまにて

※大曾根中公民館、古新田公民館には駐車場がありません。

●八潮メセナ会場(1階展示室)

受付日	対象地域	受付時間・注意事項
2月	24日(金)	緑町1・2丁目
	26日(日)	地区指定なし(平日に来られない方)
	27日(月)	緑町3～5丁目
	28日(火)	鶴ヶ曾根
3月	1日(水)	西袋、柳之宮
	2日(木)	小作田、松之木、伊草、伊草1・2丁目、新町
	3日(金)	八潮1～4丁目
	6日(月)	八潮5～8丁目
	7日(火)	中央1～4丁目
	8日(水)	二丁目、上馬場、中馬場
	9日(木)	木曾根、伊勢野
	10日(金)	大瀬、大瀬1～6丁目、茜町1丁目
	13日(月)	垢、大原、浮塚
	14日(火)	地区指定なし
	15日(水)	地区指定なし

午前9時～11時
午後1時～4時
※2月26日(日)は、午前9時～11時のみ受付
※月曜日は八潮メセナの休館日ですが、申告受付場所のみ入場できます。なお八潮メセナ駐車場は使用できません。